

別紙 1 技術者の区分

(1) 測量業務技術者の職種区分

技術者の職種		職種区分定義
測 量 業 務	測量上級主任技師	・測量士でかつ技術士（総合技術監理部門・応用理学部門・情報工学部門・建設部門）又はこれと同等の能力を有する技術者で、特に高度な業務の計画、解析並びに技術管理等の責任者又は指導的技術者。
	測量主任技師	・測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で、測量技師等を指導する者。
	測量技師	・測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
	測量技師補	・上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
	測量助手	・測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
	操縦士	・測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
	整備士	・一等又は二等航空整備士の免許保有者で、測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。
	撮影士	・測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影を実施する者。
	撮影助手	・撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影の補助業務を担当する者。

(2) 地質、土質調査業務技術者の職種区分

技術者の職種		職種区分定義
地 質 土 質 調 査	地質調査技師	・高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等。
	主任地質調査員	・高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者。
	地質調査員	・ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者。

(3) 設計業務等技術者の職種区分

技術者の職種		職種区分定義
設計業務	主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
	技師長	<ul style="list-style-type: none"> 複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
	主任技師	<ul style="list-style-type: none"> 定型業務に精通し、部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
	技師A	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な定型業務に精通するとともに、高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに、非定型的な業務を担当する。
	技師B	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
	技師C	<ul style="list-style-type: none"> 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
	技術員	<ul style="list-style-type: none"> 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して、基礎的資料を作成する。

注) なお、表中の職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については次に示すものを参考に判断する。

○定型業務

- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務。
- ・参考となる当該業務部門があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務。
- ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務。

○非定型業務

- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務。
- ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術又は高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務。
- ・文化性、芸術性が特に重視される業務。
- ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測、診断等を要する業務。
- ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務。
- ・計画から設計まで一貫した業務。

別紙 2

令和 8 年度 大規模災害発生時並び突発事故発生時における緊急調査業務の実施に向けた対応

契約候補者選定基準

評価対象	評価の着目点	評価の着眼点内訳	評 価				備 考		
			評点	A	評点	B		評点	C
(企業評価)									
参加企業	技術者資格	所属技術者の存在	30	技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は同種又は類似業務に該当する技術部門の選択科目）、農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は同種又は類似業務に該当する技術部門（選択科目）、博士（同種又は類似業務に関連する学術部門）、農業土木技術管理士、その他資格者（同種又は類似業務に限る）が6名以上存在	20	技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は同種又は類似業務に該当する技術部門の選択科目）、農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は同種又は類似業務に該当する技術部門（選択科目）、博士（同種又は類似業務に関連する学術部門）、農業土木技術管理士、その他資格者（同種又は類似業務に限る）が2名以上存在	0	A, B に該当しない	・その他資格者の内訳（測量士、農業水利施設機能総合診断士、シビルコンサルティンクマネージャー（RCCM：農業土木、同種又は類似業務に該当する技術部門）、農業用ため池管理保全技士、地質調査技士） ・技術者の人数評価は、「技術士」及び「博士」を1人につき2人、それ以外を1人として算出する。なお、複数の資格を有する者がいる場合、最も評価点の高い資格の人数を計上すること。
	成果の確実性	過去10年間（前年度まで）の同種又は類似業務の業務実績（国営以外の農業農村整備事業を含む）	最大15	同種又は類似業務の業務実績（過去10年間）で備考欄の点数で評価する（業務毎）	－		選定しない	同種又は類似業務の業務実績がない	・同種とは、公募要領第3に記す業務内容に準ずる災害状況調査で、業務1件につき5点とする。 ・類似業務とは、公募要領第3に示す業務内容で災害時以外の調査業務、又は同種以外の災害時の調査業務で、業務1件につき3点とする。
		納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無	－	－	10	右に該当しない	選定しない	重大な設計ミスの発覚等により、設計のやり直し又は構造物の手直しがあった	・前年度まで過去3年間（年度）の業務を対象
	地域への貢献	過去3年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援	－	－	10	災害活動実績有り	0	地域への貢献に対する取組実績（過去3年間）がない	・地域への貢献に対する取組実績（過去3年間）がない場合は評価しない（0評価）。
技術資料	実施体制	配置可能な技術者数の妥当性	20	配置可能な技術者は6名以上存在	10	配置可能な技術者は2名以上存在	0	A, B に該当しない	・調査可能区域毎に配置可能な技術者の数を評価する。
	資機材の調達	使用が想定される観測機器等の調達の確実性	最大12	業務内容毎に評価し、調達可能である。	－		選定しない	調達可能な機器が1台もない。	・業務内容毎に評価し、調達可能であれば2点を与え、最大12点とする。（2点×6業務） （6業務内容） 1. 地盤の移動量観測、2. 水位観測、3. 流量観測、4. 降水量観測、5. 被災箇所規模等の簡易測定、6. 動態監視又は施設全景監視

評価区分	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	参加表明者										備考	
				A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社		
			対応可能な業務内容の区分												
参加企業	資格要件	技術者資格	所属技術者の存在（技術士等）												
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間（前年度まで）の同種又は類似業務の業務実績（国営以外の農業農村整備事業を含む）												
			納品後における重大な設計ミスが発覚等による契約不適合の有無												
	地域への貢献	過去3年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援													
技術資料	業務執行能力	実施体制	配置可能な技術者数の妥当性												
		資機材の調達	使用が想定される観測機器等の調達の確実性												
			調査可能区域												
合 計（評価点数）															
順 位															
選定（名簿登録）															

(評価の考え方)

- 1) A、Bの評点を合計し、最も評点の多い者から順に選定し、名簿登録する。
- 2) 選定した者が同点の場合は、資格点数の高い順に名簿登録する。
- 3) C評価のうち、「選定しない」と評価された者については選定しない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

情報提供（対応可否）依頼者 宛

北陸農政局長

緊急調査業務の対応可否情報の提供について

貴社におかれましては、令和8年度 大規模災害発生時並び突発事故発生時における緊急調査業務の実施に向けた対応（以下「緊急調査業務」という。）に係る契約候補者選定の公募に参加表明いただき契約候補名簿に登録しているところですが、今般、下記の災害に伴う緊急調査業務を特別仕様書のとおり実施することとしたので、別紙6「緊急調査業務に関する情報提供（対応可否）依頼調書」により本業務に対する対応可否及びその実施に関する情報の提供をお願いいたします。なお、業務実施に必要な業務費について参考として別紙9により参考見積の提出をお願いいたします。

また、追って、貴社からご提供いただいた情報をもとに、契約の相手方として特定された旨の連絡があった場合には、貴社の提供情報のとおり速やかな実施が行えるよう準備をお願いいたします。

記

<記載例>

【災害の例】

〇〇市〇〇地区において地すべりによると思われる亀裂が〇月〇日住宅敷地内に発生。地盤は約〇cm/日(4月10日現在)で活動しており累積水平移動量は1週間で約〇mとなっている。現在も観測井の水位が上昇していることから、更に被害が拡大する可能性がある。

【突発事故の例】

〇〇市〇〇地区においてパイプラインの破損によると思われる道路の陥没が〇月〇日に発生。原因は不明。第三者に被害が拡大する可能性がある。

緊急

緊急調査業務に関する情報提供(対応可否)依頼調書

回答期限

(対応調書)

被害の概要		協力要請内容	
日時		現場着手指示日時	
場所		想定工期	
被災状況		調査概要	

会社名		緊急調査業務の対応		着手可能日時	回答日時
住所		可能	不可能		

	氏名	所属	役職	電話番号	携帯電話	資格等	対応作業
対応責任者							
対応技術者							
〃							
〃							
〃							

特に急を要する作業項目	必要資機材		着手可能日時における搬入数量	計測開始(設置完了)制限日時
	名称	数量		

【記載方法】

- ・ 枠内に必要事項を記入する。
- ・ 「緊急調査業務の対応」については、可能・不可能のどちらかに○を付すこと。
- ・ 「現場着手指示日時」は、「特に急を要する作業項目」の設置作業の開始に掛かる制限日時である。
- ・ 「着手可能日時」は、「特に急を要する作業項目」の設置作業を開始できる日時を記入する。「着手可能日時」が「現場着手指示日時」よりも遅れる場合は特定しない。
- ・ 「着手可能日時における搬入数量」は、必要資機材の数量のうち、「着手可能日時」に搬入が可能な数量を記入する。
- ・ 業務にあたる対応責任者、対応技術者を記載すること。

別紙7

緊急調査業務受注者 特定基準

(参考)

評価項目	評価基準	評価点数	
①着手可能日時	最も早く着手が可能な業者に最大50点 最も遅い業者に10点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 [算定式] 対応可能業者数がmで、n番目に着手可能の業者は、 $50点 - (50点 - 10点) / (m - 1) \times (n - 1)$	最大 50点 最小 10点	
着手時の体制	②対応可能人員	最も対応可能人員が多い業者に最大20点 最も少ない業者に5点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 [算定式] 対応可能業者数がmで、n番目に多い業者は、 $20点 - (20点 - 5点) / (m - 1) \times (n - 1)$	最大 20点 最小 5点
	③技術者の充実度	最も有資格技術者が多い業者に最大10点 最も少ない業者に5点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 [算定式] 対応可能業者数がmで、n番目に多い業者は、 $10点 - (10点 - 5点) / (m - 1) \times (n - 1)$	最大 10点 最小 5点
	④着手可能日時における搬入数量	最も搬入数量が多い業者に最大20点 最も少ない業者に0点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 [算定式] 対応可能業者数がmで、n番目に多い業者は、 $20点 - (20点 - 0点) / (m - 1) \times (n - 1)$	最大 20点 最小 0点

順位 評価点数

1	50
2	40
3	30
4	20
5	10

順位 評価点数

1	20
2	16
3	13
4	9
5	5

順位 評価点数

1	10
2	9
3	8
4	6
5	5

順位 評価点数

1	20
2	15
3	10
4	5
5	0

※ 小数点以下は四捨五入とする。

※ 「緊急調査業務の対応」について、不可能に○を付した場合は特定しない。

※ 「着手可能日時」が「現場着手指示日時」よりも遅れる場合は特定しない。

※ 対応技術者の記載がない場合は特定しない。

別紙8

緊急調査業務受注者 採点調書

評価項目	評価基準	採点				
		A社	B社	C社	D社	E社
①着手可能日時	最も早く着手が可能な業者に最大50点 最も遅い業者に10点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 〔算定式〕 対応可能業者数がmで、n番目に着手可能の業者は、 $50点 - (50点 - 10点) / (m - 1) \times (n - 1)$					
着手時の体制	②対応可能人員	最も対応可能人員が多い業者に最大20点 最も少ない業者に5点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 〔算定式〕 対応可能業者数がmで、n番目に多い業者は、 $20点 - (20点 - 5点) / (m - 1) \times (n - 1)$				
	③技術者の充実度	最も有資格技術者が多い業者に最大10点 最も少ない業者に5点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 〔算定式〕 対応可能業者数がmで、n番目に多い業者は、 $10点 - (10点 - 5点) / (m - 1) \times (n - 1)$				
	④着手可能日時における搬入数量	最も搬入数量が多い業者に最大20点 最も少ない業者に0点 2番目以降の業者は、順位に応じて按分し求められる点数 〔算定式〕 対応可能業者数がmで、n番目に多い業者は、 $20点 - (20点 - 0点) / (m - 1) \times (n - 1)$				
合計						

- 注) 1. 評価点数の合計の最も高い者を契約の相手方として決定する。
 2. 評価点数の合計の最も高い者が複数存在する場合は、このうち着手可能日時が最速の者とする。
 3. さらに着手可能日時が最速の者も複数存在する場合は、このうち競争参加資格者名簿の資格点数の高い者とする。
 4. 決定した1者との見積執行において不調となった場合は、入札・契約手続審査委員会にて他の特定候補者から1者を決定する。

別紙9

緊急調査業務 参考見積書

(様式例)

項 目	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備 考
緊急調査業務費					
消費税					
調査業務価格					
一般調査業務費					
純調査費					
直接調査費					作業項目毎に明細を記載する
直接人件費					
労務費					
材料費					
機械経費					
直接経費					
間接調査費					
間接調査費					
諸経費					

(注)明細の内訳(単価表)も可能な限り添付願います。